

## 第9回 自治基本条例特別委員会 要点記録

日 時： 平成26年7月10日（月）午前9時50分  
～11時30分  
場 所： 高森町役場3階 中会議室

### ■出席者

委員 14名 樋口議長 松村事務局長 秋田書記  
壬生経営企画室長 古林主査

### 1、開 会

### 2、委員長あいさつ（宮下委員長）

前回の議論により、条文解説（案）については、事前にお示ししてあるので、委員会での議論をお願いしたい。なお、条文内容の検討はすでに終了しているので、解説について議論をお願いしたい。

### 3、協議事項

#### (1)（仮称）高森町まちづくり基本条例について

|         |  |
|---------|--|
| 松村事務局長： | 条文解説（案・Vol260710）について説明。   |
| 中川委員：   | 第10条第2項の解説中、「地域」と第3項中の「地域」について定義の説明を求める。   |
| 松村事務局長： | 前回でも議論となった「地域」についての定義は、広義にコミュニティ・もの・土地・自然などを指す言葉として広く使われている。よって、解説では「地域」とし、解説文は省略した。 |
| 壬生室長：   | 「地域」の細かい定義がなくても、町民には理解していただけるのではないか。第3項の「地域」は、本文では出てこないが、地域を含むものとして解説されている。          |
| 中川委員：   | 本文「広く町民の・・・」とあり、解説で「町民との交流を・・・」とすれば、地域はいらない。   |
| 壬生室長：   | 地域とは、常会や自治組織を示しているわけではない。広い意味での「地域」を指している。   |
| 松村事務局長： | 「地域」は、先のとおり、広くコミュニティ・もの・土地・自然などを   |

|          |  |
|----------|--|
|          | 指す言葉であり、その中のコミュニティについても「地域」と同様に人・もの・土地・自然なども含まれると解されている。   |
| 田切委員：    | 壬生室長のとおりと考える。  |
| 小平(一)委員： | 「地域」は一般的には理解されていると思う。解説文でも「地域」のまままでよい。   |
| 市川委員：    | 本文第 2 項では、人・もの、第 3 項では人を指している。「地域」でよいと思う。  |
| 中川委員：    | 市川委員の考え方であれば、コミュニティの方がよい。  |
| 宮下委員長：   | 「地域」を「町民」にする件については、採決を行ってよいか。<br>(異議なしの声あり)<br>「地域」について、原案のとおりとすることに賛成の諸君の挙手を求める。(賛成多数：12 反対：2 林、中川)   |
| 中川委員：    | 地域に ( ) 書を入れるとすればどうなるか。  |
| 松村事務局長：  | 地域(コミュニティ・もの・土地・自然など)となる。コミュニティについても人・もの・土地・自然なども含まれると解する。   |
| 宮外委員：    | 二元代表制の下に、※として入れても問題はないのではないか。  |
| 中川委員：    | 広義に解釈するため記載は必要だ。どこに入れるかは、委員会の判断でよい。  |
| 田切委員：    | 第 10 条で入れる必要はない。   |
| 小平(一)委員： | 同  |
| 小平(芳)委員： | 条例の他の条文で、「地域」という言葉が出てくる。議会部分の解説に「地域」を記載すると、他条文との整合性がなくなる。条例全体の解説として記載することだと思う。   |
| 福沢委員：    | 条例本文の定義に「コミュニティ組織」がある。議会で「地域」を解説するとかえって混同する。   |
| 中川委員：    | 他条文でも地域が使われている。「地域」をはっきりさせるため、解説に載せるべき。「地域」という言葉がどのようなコンセンサスを得ているのか。どのような形にしる、きちんと定義されていなければならない。町政懇談会のように自治組織だけに開かれ、未加入に開かれていないと同じようにしないためにも、地域についてしっかりした定義をした方がよい。 |
| 宮下委員長：   | ここでは、第 10 条の解説に入れるか、※書にするかの議論をお願いしたい。  |
| 大島委員：    | 条例本文ではどのくらい「地域」が出てくるのか。  |

|         |   |
|---------|---|
| 壬生室長：   | 第7条、第12条、第14条で出てくるが、条文の内容によっては「地域」捉え方は異なるが、広くは一緒であると考える。  |
| 加藤委員：   | 町民が読んだとき何を地域に配慮したのかわからないので、解説は載せたほうがよい。   |
| 城子議員：   | 広域連携などにも「地域」という言葉がでてくるが、個々に解説するより、広く解説したほうがよい。  |
| 宮外委員：   | 町民が地域をどう判断するか。「地域」＝「地元」と判断されかねない。「地域」解説を載せてもよいのでは。  |
| 岩口委員：   | ここで「地域」の解説をいれると、その他の条文全てに解説が必要になる。  |
| 壬生室長：   | 町民の捉え方が、自治組織に間違われかねないとの意見もあるので、用語の説明に載せることができるか法規審査で相談したい。そうなれば、ここでの解説は不要となる。                     |
| 中川委員：   | 条例本文4か所において「地域」の意味が違う。この条文ではどういう意味のように載せないといけないのでは。「地域」をその場所ごとに置き換えた解説の方がよいのではないか。よって第10条で解説すべきだ。 |
| 壬生室長：   | 用語に載せる場合は、全てを含むという形をとる。足りない部分を条文の解説で加えればよいのでは。現在は、自治組織のところ以外は不要と考える。                              |
| 宮下委員長：  | この件については、採決を行ってよいか。<br>(異議なしの声あり)   |
| 宮下委員長：  | 「地域」の定義を第10条の解説に入れることについて、採決を行います。原案のとおり賛成の方の挙手を求める。<br>賛成多数(賛成：9、反対：4 林、中川、加藤、宮外)により原案とおりとします。   |
| 宮下委員長：  | 全体をとおして質疑・意見はありませんか。  |
| 福沢委員：   | 第2項の配慮について、違う言葉にできないか。例えば、「町の思い汲み取った」など。  |
| 松村事務局長： | 条例本文に配慮とあり、解説でも同じ言葉とした。   |
| 中川委員：   | 配慮でよい。思いより強い考えの方もいるので配慮の方が誤解を与えない。  |
| 宮外委員：   | 条例本文にあつて、解説を違う言葉にすると誤解を受けるのではないか。   |
| 宮下委員長：  | 原案のままでよろしいか。  |

|         |  |
|---------|--|
|         | (異議なしの声あり)   |
| 中川委員：   | 意見を述べてよいか。   |
| 宮下委員長：  | 許可する。  |
| 中川委員：   | これからの国や町の状況を考えたときに、新しい力が必要。農村としてこのままいくのがよいか、都市化の波により従来の自治組織だけでは十分な発展ができないのではないか。固定された組織だけではなく、NPOなどの力が自治会を補完していく形でないといけない。町のあるべき姿を考えていかなければならない。   |
| 宮下委員長：  | 意見集約ができたと考え、副委員長との協議の結果、条例案第 10 条・第 11 条について採決を行います。<br>条例案に賛成の諸君の起立を求めます。<br>賛成多数（賛成：12、反対：1 中川）により原案のとおりと決しました。<br>今後の流れを事務局説明願います。  |
| 松村事務局長： | 今後の流れとして、<br>本日、自治基本条例特別委員会として、議会部分の条文が確定したので、町長へ提出する。<br>↓ 町長は、必要な手続き（パブリックコメント・法規審査など）を行った後、高森町まちづくり基本条例（案）を定例会に上程する。議会としては、上程までの間、自治基本条例特別委員会は開催しない。<br>↓ 定例会において、初日、条例案を自治基本条例特別委員会へ付託、委員会を開催し、質疑・討論・採決を行う。ただし、第 10 条・第 11 条についての質疑討論はない。<br>↓ 定例会本会議において、委員長報告後、質疑・討論・採決。<br>↓ 採決後、本委員会の役割は終了するが、見直し規定があるため、議員任期の平成 29 年 7 月 29 日まで設置される。 |

(2) 次回開催日

当面なし

4、その他

特になし

5、閉 会（宮下委員長）

以上をもって、本日の会議を終了します。ご苦勞様でした。